

## 令和 5 年度 留学貸与奨学生募集について

以下の概要と合わせて、募集要項をお読みになった上で、ご応募下さい。

応募資格	<p>① 沖縄県内に住所を有する者の子弟。(両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること。)</p> <p>② 我が国の大学若しくは大学院に相当する国外の教育機関等に在学している者、又は我が国の特別支援学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に在学している者。</p> <p>※ 語学研修プログラム (ESL プログラム等) のみを受講する者など、非正規の学生は奨学金の貸与対象ではありません。</p> <p>③ 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であり、済的理由により学資の支弁が困難と認められる者。</p> <p>④ 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育成団体等から奨学金の貸与を受けていない者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。</p> <p>日本学生支援機構、その他団体等にも併願することは構いませんが、当財団奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くこととなります。(日本学生支援機構、その他団体等と併願はできますが、貸与奨学金の併用はできません。給付型奨学金との併用は可能です)</p> <p>※ 金融機関の教育ローンは併用になりません。</p>
採用予定人数	12 名程度
募集時期	令和 5 年 9 月 1 日 (金) ~ 令和 5 年 10 月 10 日 (火) 必着
貸与月額	アジア地域 40,000 円 アジア以外の地域 60,000 円
利息	無利息
応募先	(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 4 丁目 2 番 16 号 電 話 : (098)942-9213 F A X : (098)942-9220

選考：奨学生の選考は願書その他必要書類に基づき、学業、学資支弁の困難な度合いについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。

**※選考により採用者を決定しますので、応募者全員にお貸しできるとは限りません。**

### (貸与決定後の誓約時の留意点)

1. 奨学金の貸与にあたっては、連帯保証人及び保証人が必要になります。

連帯保証人	原則、父または母。例外、父母がいない場合はきょうだい又は未成年後見人等
保証人	奨学生本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者で、申し込み時の貸与終了予定月において 65 歳以下の有職者

## 2. 誓約時、提出必要書類

連帯保証人	① 印鑑登録証明書
保証人	① 印鑑登録証明書 ② 住民票（本籍地記載・マイナンバー省略）

- 注**
- ・奨学生本人が未成年者の場合は、戸籍抄本の提出必要。
  - ・奨学生本人又は連帯保証人・親権者が応募時以降に住民登録を変更した場合は、その者の住民票（本籍地記載、マイナンバー省略）の提出も必要になります。

### （貸与中の留意点）

貸与期間中は毎年1回、学業（標準的に修得すべき単位を修得しており確実に卒業できる見込みがあること）について審査し奨学金継続の可否を認定します。なお、審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は貸与を打ち切ることがあります。

### （返還について）

1. 貸与終了時には、本人、連帯保証人及び保証人の住民票（本籍地記載、マイナンバー省略）並びに預金口座振替依頼書の提出が必要になります。
2. 貸与終了後は、預金口座振替制度（口座からの自動引き落とし）に加入し、月賦で返還していただきます。口座自動振替には別途、振替事務手数料が発生し、奨学金返還者の負担となります。

- ※ **奨学金は学資として貸与するものであり、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。**  
返還金は後輩の奨学資金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

募集要項及び応募書類の様式は、以下のファイルのアイコンをクリックしていただくと、ダウンロード可能です。

令和5年度留学貸与奨学生

- ・募集要項 ([PDF](#))
- ・願書 ([PDF](#))